

様式第1号(第5条)

年 月 日

千葉県知事 様

必ず、内容を確認の上、4点全てに
レ点(チェック)を付けてください。

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金給付申請書

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱第2条に規定する給付の対象者に該当するので、同要綱
第5条の規定により下記のとおり申請します。

申請する際は、次の4点について確認し、□にレ印を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、千葉県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は、本書で申請を行う高校生等について、他の都道府県に対し奨学のための給付金の申請を行っていません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象者ではない。

申請時点の住所を記載してください。県外
学校申請者については、受給決定通知などの
郵送先として使用します。

上記の確認をしたうえで、申請を行う場合、以下の空欄を記入してください。

申請者住所 (保護者等)	〒 260 - 8667 (番地・丁目・町名も記入) 千葉県中央区市場町1	ふりがな ちば はなこ
	TEL 043 (223) 2155	申請者 (保護者) 氏名 千葉 花子
該当区分 (該当する方にレ印) ※生業扶助受給かつ非課税 の場合は生活保護受給世帯 にレ印	☐ 生活保護(生業扶助)受給世帯 ☒ 都道府県民税所得割及び市町村民税所得割 が非課税の世帯	【1】、裏面【3】(1)、【4】及び【5】を 記載してください。 → 【1】、【2】、裏面【3】(2)、(3)、【4】 及び【5】を記載してください。

【1】対象となる高校生等について

ふりがな	ちば たろう	氏 名	千葉 太郎	生年月日	2004 年 4 月 2 日
在 7 学 月 す 1 る 日 学 現 校 在	学校の名称	私立〇〇高等学校			
		(全日制) ・ 定時制 ・ 通信制 ・ 専攻科 () 科)			
	学校の所在地	千葉県 都道府県 千葉県 市区町村 中央区市場町1-1			
	学校設置者 の名称	学校法人 〇〇〇学園			
	入学年月	2021 年 4 月	在学中に給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☒ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
過去の高等学校等 における在学期間	学校名	2020年4月1日	※全日制・定時制・通信制・専攻科	在学中に給付金を受給した回数	
	私立▼▼高等学校	~2021年3月31日	(普通科)	なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐	
	過去に在籍した学校がある 場合は、記入してください。	15歳(中学生を除く。)以上23歳未満とは、 1999年7月3日~2007年4月1日生まれ を指します。(2022年度)		これまでに給付金を受給した 回数にレ点をしてください。	
				不明 ☐	

【2】扶養親族等の状況について

世帯員の 状況	7月1日現在、当該世帯に扶養されている①15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹及び②23歳以上で高等学校等 又は高等学校等専攻科に在籍している兄弟姉妹の状況を記入して下さい							
	高校生等との 続柄 (該当に○)	氏 名	生年月日	職業・高等学校等名	高等学校等に在籍している場合		備考	
					学年等	国公私 (該当に○)		課程別 (該当に○)
	兄(弟)・姉・妹	千葉 次郎	2006年5月5日	千葉県立△△高等学校	1	国(公)・私	全日・定時・ 通信・専攻	2022年度 入学
	兄・弟(姉)・妹	千葉 三子	2000年7月7日	大学生		国・公・私	全日・定時・ 通信・専攻	
	兄・弟・姉・妹	給付判定に必要な情報なので、必ず、「世帯員の状況」 の全ての項目を正確に記入してください。				公・私	全日・定時・ 通信・専攻	
兄・弟・姉・妹					公・私	全日・定時・ 通信・専攻		

(裏面へ続く)

【3】保護者等の収入の状況について（該当する□にチェック（☑）を付けてください。）

(1)	☐	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しており、生活保護（生業扶助）の受給を証明する書類を提出します。
(2)	☐	課税証明書等 ←（該当する提出書類の□にチェック（☑）を付けてください。）
	☐	非課税世帯であり、親権者（両親）2名分の個人番号カードの写し等又は証明書等を提出します。
	☐	非課税世帯であり、親権者1名分の個人番号カードの写し等又は証明書等を提出します。 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚・死別等により親権者が1名の場合
	☐	未成年後見人（ ） 成年年齢の引き下げに伴い、在学中、7月1日時点で 出します。 （未成年後見人が複数選任されている場合） 生徒が成人を迎えている場合は、保護者（父母等）を ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する 「主たる生計維持者」としてください。
	☒	非課税世帯であり、主たる生計維持者（2）名分の個人番号カードの写し等又は証明書等を提出します。 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
	☐	非課税世帯であり、 ・親権者、未成年後見人 ・成人に達している場合 生業扶助を受けていない場合、必ず 署名又は記名・押印してください。
(3)	※(2)の場合は必ず署名又は記名・押印してください。（生業扶助世帯は記載不要） 私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていないことを誓約します。 申請者（保護者等）氏名 千葉 花子 千葉印	

【4】保護者等の情報について

個人番号カードの写し等又は証明書を添付する者の氏名、生年月日及び住所等の続柄を記載してください。 個人番号カードの写し等を提出する場合は、令和4年1月1日時点の住所（市区町村まで）及び7月1日時点の住所（市区町村以降も含む）を記入してください。 （申請書表面に記載した住所と同じ場合は、記載省略欄の□にチェック（☑）を付けてください）			
（ふりがな）	ちば はなこ	（ふりがな）	ちば しろう
氏名	千葉 花子	氏名	千葉 四郎
高校生等との続柄	父・母 （その他）	高校生等との続柄	父・母 （その他）
生年月日	19△△年○月□日	生年月日	19▲▲年●月■日
☐	申請書表面に記載した住所と同じ住所のため記載省略	☐	表面の住所と1月1日、7月1日の住所がどちらかでも異なる場合は、お手数ですが、どちらも記入をお願いします。
1月1日時点の住所	〇〇 市区町村	1月1日時点の住所	〇〇 都道府県 ×× 市区町村
7月1日時点の住所	千葉 都道府県 千葉 市区町村 中央区市場町1	7月1日時点の住所	千葉 都道府県 千葉 市区町村 中央区市場町1

【5】※必ず署名又は記名・押印してください。

この申請書及び添付書類の内容について、県が市町村等の関係機関に対し照会を行うこと及び個人番号により地方税関係情報を取得することに異存ありません。

（署名又は記名・押印すること）申請者（保護者）氏名 千葉 花子 千葉印

【添付書類】今回添付した書類の□にチェック（☑）を入れること

どちらか一方	☐	給付金受領口座届出書	☐	健康保険証
	☐	生活保護（生業扶助）受給世帯であることを証する書類	☐	扶養誓約書
	☐	個人番号カードの写し等	☐	在学証明書
	☐	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯を証する書類		
	☐	申請者（保護者等）の住民票		

必ず、署名又は記名・押印してください。

記入上の注意

【1】対象となる高校生等についての欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合は、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

【2】扶養親族等の状況についての欄は、次によって記入してください。

- イ 世帯員の状況において①及び②に該当する兄弟姉妹がいる場合は、生徒本人及び当該兄弟姉妹の扶養を確認できる書類（国民健康保険の場合には健康保険証の写し及び扶養誓約書、社会保険等の場合は健康保険証の写し）を添付してください。

【3】保護者等の収入の状況についての欄は、次によって記入してください。

- イ 個人番号カードの写し等とは個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書など個人番号が確認できる書類をいいます。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ハ 親権者1名分の個人番号カードの写し等又は証明書等を提出する場合は、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の個人番号カードの写し等を提出できない場合」は主たる生計維持者及び生徒本人の個人番号カードの写し等を提出する場合の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

- ニ 主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税（非課税）証明書を提出する場合、主たる生計維持者かどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【4】保護者等の情報についての欄は、次によって記入してください。

- イ 個人番号カードの写し等又は証明書等を提出した保護者について記入してください。親権者（両親）2名分提出した場合は2名分記入してください。
- ロ 個人番号カードの写し等を提出した場合は、関係情報を照会する際に必要となる1月1日時点の住所及び7月1日時点の住所の確認をお願いします。表面記載の住所と変更ない場合は「申請書表面に記載した住所と同一住所のため記載省略」に☑をお願いします。証明書等で申請する場合は、「氏名」、「高校生等との続柄」、「生年月日」のみ記載してください。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- ニ 申請書には署名（記名・押印）欄があります。内容を確認の上、署名（記名・押印）してください。
- ホ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高齢生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。